

(研究資料)

国有林における収穫試験の沿革

(Research materials)

The History of the Growth and Yield Experiment on National
(Government) Forest in Japan

Reimei Suwa

諏訪 玲 明⁽¹⁾

まえがき

国有林の経営合理化事業の発足に伴い、それをおし進めるためには、最も基本となる土地生産力をより正確に、はあくする必要があることはいうまでもない。したがって収穫試験の果たす役割はますます大きくなっていくものと考えられる。ところが、従来、国有林当事者の間には収穫試験の成果についてとかく批判があり、その存在について懐疑的な意見すらあつたことは否めないところである。このような事情のもとで、「収穫試験施行方法」の検討と既設収穫試験地の整備とが、昭和 33 年から 34 年にわたつて行なわれた。

その結果、34 年 6 月に収穫試験施行要綱、収穫試験地の管理方法、収穫試験地の整備計画などが林野庁長官から通達された。

収穫試験を今後より目的の明確なならしめ、新しい要綱を真に役立てるために、この機会に、国有林発足以来の収穫試験の取り扱われてきた沿革をたずね、先人の努力のあとをふりかえることは有意義であろう。

しかし収穫試験の沿革について記すといつても、それ以外の林業試験と明確に区別できない点もあり、かえつてそれらの試験との関連においてのべた方が理解を助ける場合もあるし、また、時代的な背景についても少しふれた方が理解しやすいと考えたので、収穫試験を中心として、それら関連のある事柄にも多少ふれたしだいである。

国有林における収穫試験といえ、林政統一以前の御料林および北海道国有林も含まなければならぬ。しかし、資料は山林局の国有林の分しか入手できなかつたので、山林局の下で行なわれた収穫試験を主体として記述した。

この報告をまとめるために、機会を与えられた小幡経営部長、有益な指導、助言をいただいた大友測定研究室長に深謝し、また、資料閲覧の機会を与えられた各支場の経営関係の方がた、特に東北支場の木村経営部長、寺崎経営第一研究室長および森技官に厚くお礼を申しあげる。

1. 全般的な経過の概要

国有林は明治維新によつて藩有林と社寺有林が官有に帰したことはじまり、林業試験は内務省地理寮において外国樹種の養成、成長などに関する試験を行なつたのが、そのはじまりであるとされている。し

(1) 前経営部経営科営農林牧野研究室員・現秋田営林局計画課

かしながら国有林の成立が急であつたため、維新以後明治 30 年ころまでは官民の所有関係や境界の区分を明らかにするなど、国有林自体の整備とともに地元民の林野利用の慣行を認めて部分林、委託林などの地元対策の制度を定めるのに急な時期であつて、林業試験の成果には見るべきものが無かつたようで、その記録も伝わっていない。

明治 30 年に至り国有林で造林事業がしだいに活発化するとともに大林区署で造林試験が行なわれるようになり、これが山林局統制のもとに林業試験の行なわれたはじめである。

御料林においても明治 31 年、本局に設計課を新設し、諸事業の設計、施業案編成などとともに林業試験も担当することになった²³⁾。

明治 32 年には、いわゆる特別経営事業が開始され、本来の事業経営が活発となり、これに伴つて林業試験も積極的に行なわれるようになってきた。

明治 36 年には、林業試験規程が制定されて大林区署の行なう林業試験の大綱が示された。

大正 7 年、大林区署に林業試験係が設けられ、第 1 回の主任会議が開かれた。このころから昭和の初めにかけて試験はいよいよ盛んになり、しかも複雑多岐になつてきた。

昭和 7 年になつて、事業規程の一部が改正され、林業試験もその振興をはかるために、それまではもつばら営林署で行なつていた林業試験を営林局でも行なえることになつた。

ついで昭和 9 年には、営林局実験係員の協議会が開かれて、既設試験の整理改廃と、試験項目の分類などが行なわれた。この時に収穫試験という名称が初めて分類項目の中に明記され、現行の「収穫試験施行方法」が制定された。このことは収穫試験にとつては画期的なことである。

昭和 16 年には、総合試験という構想が打ち出され、各局の代表的な樹種を指定して総合試験を行なうことにした。ところが戦局は漸次急を上げ、ほとんど着手しないままに終戦を迎えた。この終戦前後の 2、3 年間は林業試験にとつても空白状態となつた。

昭和 21 年、山林局は各営林局に林業試験地の状況調査を命じ、引き続き打合せを開いて、戦後の林業試験の進め方について協議した。このころは林業試験企画委員会、営林局駐在員等の制度が作られたが、長くは続かなかつた。

昭和 22 年、林政統一の実現と機を同じくして、各地に林業試験場の支場が設置され、従来営林局が行なつていた林業試験を支場に引き継いだ。

昭和 34 年、林業試験場経営部が中心となつて、林野庁、関係の支分場、営林局などが共同して「収穫試験施行要綱」の制定と、試験地の管理および整備計画が作られた。

次に明治維新以後今日までの経過を便宜上 6 つの期間に区分して、別項目として述べるが、項目ごとにその期間中の概要を記し、次に小項目を設けて主要な事項についてやや詳記することにする。

その前におもな出来事と法令類を一覧表にして掲げる。

主 要 事 項 年 表

| 年 月 | 主 要 事 項 |
|---------|-------------------------------|
| 明治 7.11 | 内務省に地理寮設置 |
| 11.12 | 樹木試験場を西ヶ原に設置 |
| 12. 5 | 内務省に山林局設置 |
| 14. 4 | 農商務省が設置され山林局および樹木試験場は同省の所管に移る |
| 18.12 | 宮内省に御料局設置 |

主要事項年表（つづき）

| 年 月 | 主 要 事 項 |
|---------|---|
| 明治 19. | 林区署制度創設 |
| 30. 3 | 明治三〇年三月戊第二一号山林局長通牒「造林試験事項及方法」 |
| 31. 7 | 明治三十一年七月癸三一九号山林局長通牒「拡張セル試験事項」 |
| 32. 2 | 国有林野特別経営事業開始 |
| 32. | 国有林野法発布 |
| 32. 9 | 国有林施業案編成規程制定 |
| 33. 6 | 樹木試験場を廃止して目黒試験苗圃設置 |
| 36.10 | 明治三六年一〇月林発第一八〇五号達「林業試験規程」制定 |
| 36.10 | 明治三六年山発第五九七号山林局長通牒「林業試験事項ノ細目」 |
| 38.10 | 目黒試験苗圃を山林局林業試験所と改称 |
| 41. 1 | 御料局を帝室林野管理局と改称 |
| 43.10 | 山林局林業試験所を山林局林業試験場と改称 |
| 大正 3. | 国有林野施業案規程改正 |
| 3. 3 | 国有林野事業規程制定 |
| 7. 6 | 各大林区署に林業試験係を置き林業試験主任会議開催 |
| 9. 9 | 第1回林業試験協議会開催 |
| 10. 2 | 帝室林野管理局所管の林業試験場を東京府下横山村に設置 |
| 11. 3 | 国有林野特別経営事業終了 |
| 11. 4 | 仙台、熊本に林業試験場支場設置 |
| 11. 4 | 第2回林業試験協議会開催 |
| 12. 7 | 第3回林業試験協議会開催 |
| 13. 4 | 帝室林野管理局を帝室林野局と改称 |
| 13.12 | 仙台、熊本支場廃止 |
| 13.12 | 大林区署は営林局と改称 |
| 14. 6 | 第4回林業試験協議会開催 |
| 15. 4 | 国有林野事業規程改正 |
| 昭和 2. 4 | 第5回林業試験協議会開催 |
| 4. 4 | 第6回林業試験協議会開催 |
| 7. | 七山第一五三七号山林局長通牒「国有林野林業試験業務施行ニ関スル件」 |
| 7.10 | 国有林野事業規程改正 |
| 9. 3 | 営林局実験係員協議会開催 |
| 9.10 | 八山第五二一四号山林局長通牒「営林局署ニ於ケル林業試験ニ関スル件」 |
| 10.11 | 第7回林業試験協議会開催 |
| 13. 5 | 第8回林業試験協議会開催 |
| 13.10 | 一三山第八二八六号照会「林業試験現況調査ニ関スル件」 |
| 14. 3 | 林業試験業務の整備に関する打合せ会開催 |
| 14. | 営林局計画部に調査課新設 |
| 15. 1 | 帝室林野局所管の林業試験場が札幌市豊平に設置され、東京府下の林業試験場と共にそれぞれ北海道林業試験場および東京林業試験場となる |
| 15.11 | 第9回林業試験協議会開催 |
| 16. 6 | 一六山第五一九二号山林局長通牒「国有林野関係林業試験整備補充ニ関スル件」 |
| 17. 3 | 林業試験の整備補充に関する打合せ会開催 |
| 17.12 | 一七山第二〇四九号山林局長通牒「国有林野関係林業試験整備補充ニ関スル件」 |
| 18. | 営林局の調査課廃止 |
| 21. 7 | 二一山第三四六二号照会「林業試験状況調査に関する件」 |
| 21.11 | 林業試験打合せ会開催 |

主要事項年表 (つづき)

| 年 月 | 主 要 事 項 |
|----------|--|
| 昭和 22. 1 | 林政統一閣議決定 |
| 22. 2 | 営林局駐在員打合せ会開催 |
| 22. 4 | 林業試験場の支場設置 |
| 22. 4 | 山林局を林野局と改称 |
| 22. 4 | 御料林を合併 |
| 22. 5 | 北海道国有林を合併 |
| 22.11 | 林業試験企画委員会開催 |
| 23. 4 | 特別会計制度創設 |
| 23. 4 | 国有林野経営規程制定 |
| 26. 4 | 森林法の改正 |
| 26. 4 | 林野庁に昇格 |
| 33. 2 | 国有林野経営規程改正 |
| 34. 4 | 経営担当官会議開催 (収獲試験地の管理, 収獲試験施行要綱, 収獲試験地の整備について討議) |
| 34. 6 | 34 林野指第 4126 号林野庁長官通達「収獲試験地の管理について」 |
| 34. 6 | 34 林野指第 4127 号林野庁長官通達「収獲試験施行要綱について」 |
| 34. 6 | 34 林野指第 4128 号林野庁長官通達「収獲試験地の整備について」 |

2. 明治維新から明治 29 年まで

この期間は、藩有林、社寺有林が官有になつたばかりで、境界の確定を行なつて官民有の区分を明らかにすることや、地元民の旧来の利用の慣行によつて、部分林、委託林などの地元福祉制度を創設する業務に全力を注いだ時期であつた。

行政機構は、明治 7 年内務省に木石課、後に山林課を置いて官林のこを取り扱つた¹⁾。

明治 12 年、内務省に山林局が設置されたが²⁾、明治 14 年、農商務省ができて、山林局も樹木試験場もその所管に移つた³⁾。

明治 19 年には内地国有林に林区署制度が創設され、全国に大小林区署が置かれた⁴⁾。

この期間の施業の方法は「一部粗放な択伐作業のほかは大体皆伐作業が行なわれた⁵⁾」ようである。施業案も明治 19 年の林区署官制の中ではじめて規定されたが、この期間中には施業案の編成されたのはごくわずかしかなかったようである⁶⁾。

このような時代であるので、国有林では林業試験に着手するにいたらなかつたが、明治 7 年「内務省地理寮の事務章程中、山林法則及繁殖の道を施行するとの項に基きて、外国樹種を輸入して之が養成並に其の生長等に関する試験を為し」たのが、わが国における林業試験のはじまりであるとされている⁷⁾。

その後明治 11 年西ヶ原に内務省所管の樹木試験場が開設され、もつばら外国樹種を養成して、その成長、風土の適否などについて試験を始めたが、西ヶ原にはその後東京山林学校ができ(明治 15 年)たり、農事試験場に用地の大部分が移管(明治 23 年)されたりして、樹木試験場の業務にも支障が多かつたようである⁸⁾。

3. 明治 30 年から大正 6 年まで

大林区署における林業試験は「明治三〇年三月戊第二号山林局長通牒：造林試験事項及方法」によつて、各署がその地方的に最も適切な造林に関する調査、研究を行なうことになつたのがその端緒である¹⁾〔A〕〔付録 1, 2〕。

その後特別経営事業の開始などによつて、国有林の事業経営も漸次活発となり、同時に林業試験も積極的に行なわれるようになってきたので、明治 36 年には林業試験規程が制定されて、大林区署の行なう林業試験の大綱が定められた〔B〕〔付録 3, 4〕。

大正 3 年、国有林野事業規程が發布され、国有林における事業の予定、実行について総合的に定められ、林業試験の予定および実行もこの中に規定された〔C〕〔付録 5〕。

一方、これまでに逐次制定され充実にしてきた制度を体系づけて、明治 32 年、旧国有林野法および国有林施業案編成規程が制定された。また不要存置林野を売り払い、これを森林資金に充当し、要存置林に対して施業の基礎となる一切の業務を行なうことになつた。これが国有林野特別経営事業であつて、大面積の人工造林、砂防施設、土木事業などが積極的に行なわれ、大正 11 年に特別経営事業が終了するまでに、30 万町歩におよぶ人工林ができ、今日の国有林の重要な財源を築いた²⁾。

同年、施業案編成規程が制定され、法正林思想に基づく保続経営をするという方針が示され、その後経営計画の方針も時代とともに幾多変遷はあつたが、保守的な保続経営の時代に入り、最近まで続いた。

施業案もこのころから本格的な編成に着手し、大正 10 年ころまでにほぼ全国の施業案編成を終わつた³⁾。このころの施業方針は、一部粗放な択伐作業のほかは大体皆伐作業が行なわれ、明治 32 年から特別経営事業による大面積の人工植栽が開始された関係もあつて、大正末期までは皆伐作業の全盛時代とみることができる⁴⁾。

西ヶ原の樹木試験場は、特別経営事業のため林野の経営事業が積極的に拡大されたのに伴つて、林業試験もその必要性を増し、翌 33 年には西ヶ原の試験場を廃止して、目黒に目黒試験苗圃として移転し、山林局林業試験所（明治 38 年）、山林局林業試験場（明治 43 年）、林業試験場（大正 11 年）と名称は変わったがこの時に今日の林業試験場の基礎が確立された⁵⁾。

〔A〕 大林区署における造林試験¹⁾

明治 30 年、山林局は全国の大林区署においてもその地方的な造林試験を行なう必要を認め、「明治三〇年三月戊第二号山林局長通牒：造林試験事項及方法」を出して各大林区署に造林試験を実行させることにした〔付録 1〕。

しかし翌 31 年になつて山林局は、事業実行のかたわら全国の大林区署がそれぞれこのような試験を行なうのは、はなはだ困難であるので、気候風土を勘案して全国の 16 大林区署の中から青森、宮城、東京、石川、大阪、広島、高知、熊本の 8 大林区署を指定して、試験事項を拡張して行なわせることとし、「明治三一年七月発三一九号山林局長通牒：拡張セル試験事項」が出された〔付録 2〕。

この造林試験施行地として指定を受けた大林区署で行なつた試験の成果は、資料が無いのではつきりしたことはいえないが、宮城大林区署で行なつた成果が「造林試験成績表」として明治 35 年その第 1 回の発行を行ない、その後数回発行されたという記録がある。この試験事項は主として種子、苗木に関する試験が行なわれたようである。これが正式に山林局統制のもとに大林区署が林業試験を開始した最初である⁶⁾。

〔B〕 林業試験規程および細目

明治 36 年、林業試験規程を制定し、林業試験の大綱を定めた〔付録 3〕。すなわち、試験の項目は「(1) 土地及気象ニ関スル事項、(2) 造林及保護ニ関スル事項、(3) 林木ノ生長ニ関スル事項、(4) 林産物ノ利用ニ関スル事項」の 4 つとし、試験方法書および成績を報告することなどを定めた。同時に従来 8 カ所の大林区署を指定して試験を行なわせていたのを、労費の節約と試験の重複をさけるため、さらに宮城、東京、大阪、熊本の 4 大林区署に減らして行なうこととした⁹⁾。

なお、「明治三六年山発第五九七号山林局長通牒：林業試験事項ノ細目」によつて試験事項細目を定めた〔付録 4〕。ここにいたつて試験の内容は、それまでの造林、保護のみでなく、成長および収穫、利用、林業機械、混農林業などを含み、その範囲は一段と拡張した。そして指定を受けた 4 大林区署別に、37 年度から施行する林業試験事項の細目を指示した。各大林区署に指示された細目を見ると、やはり造林関係の試験に重点が置かれていて、天然更新、人工植栽、砂防植栽、間伐等の種子と更新に関する試験が多かつたようである。

〔C〕 国有林野事業規程

大正 3 年、国有林野事業規程が公布され〔付録 5〕、国有林におけるすべての事業の、予定、実行についてはじめて総合的に規定された。林業試験の予定および実行もこの中に含まれ、前項の林業試験規程は廃止された。

4. 大正 7 年から昭和 6 年まで

大正 7 年に、各大林区署の林業課に林業試験係が置かれ、山林局で第 1 回の会議が行なわれた〔D〕。これは国有林において林業試験がようやく重視されはじめたことの現われと見てよいようである⁷⁾。

一方、内務省所管の外地および帝室林野局所管の林野でも、逐次林業試験場が設置された。すなわち、台北、恒春、嘉義（明治 35 年）、野幌（明治 41 年）、京城（大正 11 年）、浅川（大正 10 年）、樺太庁（昭和 4 年）においてそれぞれ林業試験が開始された¹⁾。もつともこれらのうちには最初から林業試験場という名称で呼ばれず、苗圃その他の名称で発足したものもあつたが、いずれにしても、これらの年度に試験場あるいはその母体となるべきものが発足した。

大正 9 年に、これら外地の試験場を含む全国的林業試験関係者が集まつて、第 1 回の林業試験協議会が山林局で開催された〔E〕⁹⁾。

大正 11 年には、国有林野特別経営事業の廃止を機会として林業試験場が独立した。すなわち、林業試験場官制が公布され、本省直轄の外局として、名称も山林局林業試験場から、単に林業試験場と呼ばれるようになり、支場を仙台、熊本に置き仙台支場は青森大林区署の、熊本支場は熊本、鹿児島両大林区署の林業試験事項および人員を引き継いだ。さらに高萩、小笠原に出張所を置いて、その研究態勢はようやく整つたかに見えた。ところが、大正 13 年には財政が極度に緊縮されたので、行政整理が行なわれ、仙台、熊本の両支場とも廃止となり、試験はふたたび大林区署に移され、同時に大林区署も営林局と改称された。従来大林区署の林業課の試験係が行なつていた業務は、営林局の造林課が担当することになった¹⁾。

大正 15 年になつて、国有林野事業規程が改正されて、営林署において試験を行なうことになった⁹⁾。

この期間の施業法は、大正のころから欧州において択伐作業その他複雑な各種の漸伐作業が起り、新しい施業法として林学界を賑わした。国有林もこの影響を受け昭和の初頭から、いわゆる天然更新汎行

時代に入り、択伐作業が広く採用され、しばらくこの風潮が続いた⁹⁾。

このころは、施業案検訂のつど、その事業区のおもな樹種の代表的な林分を選んで、試験地、成長量調査地などを設置し、施業案の基礎資料をうることに努めた。造林係においても造林成績はあくのため、試験地、調査地のようなものを設定し、同時に種々の技術の比較も行ないはじめた。これは特に営林署の実行担当者の発案によるものが多かつたと考えられる。また営林局署が事業実行上の必要から、業務のかたわら実施する試験ならびに調査的な業務は、きわめて多岐にわたりしかも多数に上つた⁹⁾。

〔D〕 林業試験主任会議

大正7年6月21日から1週間、山林局に全国の林業試験主任技師を召集して、林業試験主任会議が開催された⁷⁾。

この会議の開会と閉会にあつて、山林局長が訓示をしたが、これを見ると当時の林業試験の占める位置、あるいは山林当局の林業試験に対する考え方がわかると思うので、次にその要点を掲げる。

「開会＝際シ山林局長ノ訓示要領（抄）

（一）是迄大林区署ニハ林業試験主任ノ設ケナカリシカ此度係ヲ設置セラレ組織的ニ試験ヲ行フ事トナレリ

（一）他ノ産業ニ就テ日本ハ全国ニ涉リ組織的ニ試験シツツアリト雖モ我林業試験ハ未タ殆ント組織的ニ全国ニ涉リ試験セン事ナク頗ル遜色アリ故ニ此際一般各府県ニ於テモ試験施行ノ必要ヲ感スルモ其運ヒニ至ラサルヲ遺憾トス

先テ国有林ニ於テ之レカ試験ヲ組織的ニ実行シ之レカ応用ハ独リ国有林ノミナラス一般地方民有林ニ広メ以テ模範タラシメ委ク府県ノ技術官及民間ニ布及セント欲スルモノニシテ大林区署ノ林業試験ハ右ノ如キ広義ノ意味ニ於テ期待スルモノナリ

（一）勿論山林局林業試験場ニ於テハ既ニ試験ヲ開始シ設備ニ於テ改善ヲ加ヘラレ理化学的方面ニ於テモ研究ヲ進メツツアリト雖尚地方的特殊ノ試験ヲナサシムヘク本年ヨリ各大林区署ヘ進ンテ専任者ヲ配置セラレタルモノニシテ諸氏ハ大林区署ニ於ケル新組織ノ試験主任トシテ第一次ノ人タリ

（一）諸氏ハ第一着ノ人トシテ夫々仕事ニ従事スルモノナルカ故ニ此度、此処ニ協議会ヲ開催セル所以ニシテ第一着ハ最大切ニシテ第一番目ノ方針遣方ノ間違ハ其悪影響将来ニ及フヘキニアリ其方針取扱振等ニ付テハ特ニ此協議会ニ於テ充分協議ヲ遂クヘシ

（一）以上ハ大方針ナルモ人員少ク経費少ク設備ナキ故ニ一般試験場ノ如ク全部ヲ整ヘテ実験スルヲ得サルハ遺憾トス

故ニ変則トナル傾アルヲ免レス即チ地方的ノ特種ノ試験ナリ即チ造林、斫伐等林区署ニ於テ現ニ実行シツツアル事業ノ研究経費即チ経済上ノ関係ニ付テハ如何ニ経費ヲ節約シ得ルヤ新規ニ有益ナル方法ヲ考究スルニアルモノニシテ各大林区署ニ於テ管内国有林経営ニ最適切ナル方法手段ヲ考究シ直チニ実地応用スルニアリ」

次に協議会の最終日に行なつた山林局長の訓示を項目のみ掲げる。

「最終日ニ於ケル山林局長ノ訓示要領

（一）林業試験業務拡張ノ理由

（一）各大林区署ニ於ケル林業試験ノ方針

（一）試験係ト他係トノ連絡ヲ密接ニスルコト

- (一) 地方ノ試験即農事試験場ト連絡ヲトルコト
- (一) 試験担任者ノ心得ヘキコト
- (一) 試験地ノ撰定ニ関スルコト
- (一) 試験担当員ハ長ク安シテ其担当業務ニ従事シ得ルコト
- (一) 海岸砂防林ニ関スルコト
- (一) 試験ハ凡テ一定ノ計画方針ノ許ニ施行スヘキコト
- (一) 経費節約ニ関スルコト
- (一) 試験記録ヲ詳細ニスルコト
- (一) 消極的ノ試験ノ結果モ明カニシ置クコト
- (一) 試験報告ノ編サンニ関スルコト
- (一) 林業用種子鑑定ニ関スルコト
- (一) 試験ハ趣味ト執着心ヲ以テナスヘキコト
- (一) 試験ノ結果ハ一般民有林ニモ応用布及ヲ計ルヘキコト

以上のとおり山林局長は林業試験を担当する者の心うべきこと、試験を行なう場合の注意などについて訓示している。

次に、この会議において協議された事項を掲げる。

「協議事項

- (一) 各署ニ於ケル林業試験ノ範囲程度及其ノ施設並特殊試験ニ関スル件
- (二) 本年度着手事項ノ試験方法及経費ノ詳細並明年度着手見込事項ノ概要
- (三) 本年度着手海岸砂防造林試験地ノ現況設計管理其他試験方法及経費ノ詳細並明年度着手見込箇所概況
- (四) 材積表調製方法別案ニ関スル件
- (五) 各署提出事項」

以上の5項目について、あらかじめ各大林区署は答申書を提出して協議した。「第一項」に対する青森大区署の答申の要点を記すと、大区署の行なう林業試験の範囲は、「大区署分課規程第三条、第六項」ならびに「事業規程第三十二条」に示された事項、すなわち「一、立地ニ関スル事項、二、造林ニ関スル事項、三、森林保護ニ関スル事項、四、林産物利用ニ関スル事項、五、森林施業ニ関スル事項」について行なうものとし、担当する範囲については、その試験研究が純粋科学的分野に及ぶ場合、あるいは各大林区署を通ずる一般的のものである場合は資料を提供するにとどめ、これを本局林業試験場の主掌にゆだね、大区署は主としてその地方的なしかも実用向の試験研究に当ることを大綱とすべきであると、実施する程度は、地方的な特殊のものであつて比較的簡易な方法で試験を行なつて、しかも、その成果を直ちに実際に応用できる程度のもの、および学術上または事業上参考資料として価値のある調査、あるいは種苗、肥料、土性などに関する簡易な鑑定、樹種の識別などにすべきであると答申している。施設については、試験施行上必要な諸設備、ならびに試験研究の成果を実際に応用させるための発表方法等について希望意見を答申している。

「第二項」の本年度着手事項の試験方法および経費、明年度着手見込事項の概要については各大林区署それぞれの計画を答申したようであるが、林業試験の主体をなすものは依然として種子、育苗、肥料、植

栽、撫育など造林に関するものであつた。収穫試験は、青森大林区署では「天然生ヒバ林ノ生長及作業種」という1項がはじめて取り上げられた。これは前記の施業案編成のための資料とするために、このころから成長、収穫に関する試験地が設置されはじめたことを物語るものであろう。

造林、森林施業のほか林産物の利用、森林保護、混農林業に関する試験なども、その内容が漸次充実し、範囲も広がってきたようである。

以上の協議会を契機として、全国の国有林において山林局の統制のもとに、組織的に林業試験を行なうべく、各大林区署の林業課のなかに試験係が設けられたことは特筆すべきことである。

〔E〕 林業試験協議会⁹⁾¹¹⁾

林業試験協議会は内地および外地にある林業試験場の事業の連絡をはかるために台湾総督府、朝鮮総督府、樺太庁、北海道庁、帝室林野局、山林局などから委員が出席して大正9年9月、山林局において第1回の会議が行なわれ、将来も継続開催する必要が認められて、昭和15年までに9回の協議会を重ねた。第10回は昭和17年の予定であつたが、第2次大戦に突入したため開かれずに第9回が最後になつた。これらの協議会における協定事項は林業試験彙報に掲載されているので詳述をさけ、協議会の回次別の林業試験彙報の号数を掲げるとどめる。

| | | |
|---------|--------|----------------------|
| 第1回} | 林業試験彙報 | 第7号(大正 11. 7) |
| // 2 // | | |
| // 3 // | | // 12 // (// 13. 2) |
| // 4 // | | // 18 // (// 14.10) |
| // 5 // | | // 23 // (昭和 2. 8) |
| // 6 // | | // 31 // (// 6. 3) |
| // 7 // | | // 40 // (// 11. 3) |
| // 8 // | | // 45 // (// 13. 8) |
| // 9 // | | // 49 // (// 15.12) |

5. 昭和7年から昭和15年まで

昭和8年、営林局の造林課に林業試験係が置かれ、昭和14年には計画部に調査課が新設され、林業試験は同課の所管となり、林業試験の機構はますます充実してきた。

この期間の施業法は、全国的に択伐作業を主体とした天然更新の全盛時代であつた。

昭和7年、国有林野事業規程が一部改正された。すなわち、「国有林野事業規程第十八条(抄) 営林局長へ第六条第一項但書ノ規定に依ル予定案ヲ実行スルコトヲ得」の1項によつて、営林局でも林業試験を施行できることになつた¹²⁾。

これに関して同時に、「七山第一五三七号山林局長通牒：国有林野林業試験業務施行ニ関スル件」がだされ〔F〕〔付録6〕、それまで無制限に設定された試験地、あるいは雑多な試験種類の整理改廃をはかり、試験施行に関する方針を示した¹³⁾。

翌8年の営林局長会議の際、林業試験の施行について、造林課に試験係員を置くこと、試験の設備その他、試験を実行するための具体的な事項について討議された〔G〕〔付録7〕¹⁴⁾。

ついで昭和9年には、営林局実験係員協議会が開かれ〔H〕、収穫試験にとつては画期的な「収穫試験

施行方法」が作られ、同時に営林局署で取り扱う林業試験全般についても協議された¹²⁾。この結果が「八山第五二一四号山林局長通牒：営林局署ニ於ケル林業試験ニ関スル件」として出された〔付録 8〕。

昭和 13 年には試験地数もしだいに増加し、一方継続困難となつた試験地もでてきたので、試験地の状況調査を各局に命じ〔付録 9〕¹⁵⁾、昭和 14 年には打合せ会を開いて試験業務の整備を行なうこととし、その試案が示された〔I〕〔付録 10〕¹⁶⁾。

〔F〕 国有林野林業試験業務施行に関する山林局長通牒

国有林野事業規程の一部が昭和 7 年に改正されて、営林局でも林業試験を行なえるようになったが、これと同時にこの趣旨を徹底させ、林業試験を振興させようという意図のもとに、「七山第一五三七号山林局長通牒：国有林野林業試験業務施行ニ関スル件」が出された〔付録 6〕¹⁷⁾。

その概要は、長期間にわたる試験、または相当の設備を要する試験はなるべく営林局が担当することにし、また固定試験地を設定した場合は台帳に登録し整理しておくことなどを定め、測定した資料の整理および試験成績の発表のしかたなどを指示している。

なお、林業試験の種類を天然林試験、人工林試験、その他に分け、7つの項目に分類整理するように規定した。

収穫関係の試験を行なう固定試験地のことについて、はじめて公式の文書に明記されたわけで、これは国有林における林業試験が造林関係の試験ばかりでなく、施業案の資料をうるための成長、収穫に関する試験もその重要性が認識されてきたことと、試験地も多数になつてきたことの反映であるとみることができる。

〔G〕 営林局長会議で林業試験について協議

前項の山林局長通牒によつて、営林局署の行なう林業試験の性格、方向がかなりはつきりしてきて、実施上の注意事項が指示されたが、昭和 8 年 5 月の営林局長会議において、林業試験に関する業務課の原案〔付録 7〕が示され、さらに具体的に細部にわたつて討議された。ただし、この会議においては業務課の原案について討論したのみで、結論は翌年の実験係員協議会に持ち越された¹⁸⁾。

業務課の原案の要点は、営林局の造林課に試験係を設け、造林課所属の局技師に試験を担当させることをはじめとして、職員の配置の問題、試験の成果および担当者の知識の向上を図るため講習会、打合せ会、実地見学を行なうことなど、かなり細部の点にまで考慮を払い、また試験事項ごとに詳細な施行方法書を作り、その活用に遺憾のないようにすることを指示しようとした。なお、営林局がさしあたつて行なう新規試験の項目を定めた中に、天然林および人工林の収穫試験もとり上げられた。

〔H〕 営林局実験係員協議会

前述のように国有林野事業規程の一部が改正されて、営林局でも試験を行なえるようになり、「七山第一五三七号山林局長通牒」をもつて、林業試験の分類、担任の所属、施行手続に関する方針が示され、ついで昭和 8 年度の営林局長会議では業務課の原案について討議するなど、昭和 7 年以來たびたび林業試験に関する議論が重ねられたが、ここに最終的な結論を打ち出す機会が到来したのである。

会議は昭和 9 年 3 月 1 日から 5 日間行なわれ、各営林局から林業試験主任技師以下数名ずつ出席して行なわれた¹⁹⁾

協議事項は

「第一 林業試験及調査事項ノ整理配分ニ関スル件

第二 新規施行ノ林業試験及調査事項＝関スル件

第三 主要樹種材種別材積表調製＝関スル件

第四 造林用優良種子配給区域設定＝関スル件

第五 各局及林業試験場提案」

以上の5項目で、第1項目だけは「第一分科（造林及施業関係事項）、第二分科（利用関係事項）、第三分科（生理病、化学及土壤気象関係事項）」の3分科会に分けて討議した。

林業試験全般について協議が行なわれたわけで、その全部について記すことはばう大な紙数を費やすし、ここで問題になるのは第1項目の第1分科と第2項目であるので、その中から要点を記すことにする。

1) 既設試験の整理改廃

全国的な傾向として試験地の数が非常にふえてきて、その中には「学術的ニ価値大ナラサルモノ、或ハ断片的記録ヲ有スルニ過キサルモノ、或ハ既ニ成果ノ分明セル事柄ヲ徒ニ反覆セルモノ等」があると思われたので、「此ノ際特ニ営林署ニ於テ施行セラルル此種ノ試験及調査事項ハ徹底的ニ整理シ」と業務課長からも整理の方針が説明され、各局から具体的な整理方針が答申されて相当数の試験地が廃止された。従来営林署が事業実行のかたわら行なっていた試験が多く廃止の対象になつたと考えられるが、業務課長は「毫モ営林署ノ研究の態度ヲ抑制スルノ意ニ非ズ」と付け加えて、営林署においても従前どおり調査研究を心がけるようにと説かれているが、席上、山林局長の訓示に「我国有林経営ノ立場ニ於テモ従来ノ林業試験乃至調査ニ関シ、覚醒省察ヲ加フルノ機ニ際会セルヲ思ハシムルモノアリ（中略）、従来之ニ関スル機関ノ活動、組織ノ充実等ニ於テ遺憾ノ点少カラサリシヲ以テ、今回営林局ニ於テ新タニ実験係員ヲ充実シ」と述べられているように、営林局に林業試験専任の係官を配置し、その成果を一段と向上させることが期待された。いきおい林業試験の比重は営林署から営林局へ移つていくことになつた。

各営林局における実際の整理、廃止の進み具合は、「七山第一五三七号通牒」で、試験地台帳を整備することになつた時に、各局とも廃止する試験地の検討に着手し、大体昭和8年の末ごろまでには各局とも一応の整理を終わり、この実験係員協議会を機会に、さらに厳選して存廃を決めたようである。

2) 新規施行の林業試験および調査事項

協議事項第2の新規施行の林業試験および調査に関する方法書が、業務課および各営林局から提案討議された。全部の項目について書くのは煩雑にすぎるので、業務課提案の項目のみを掲げる。

「収穫試験施行方法

人工造林地成績調査指針

海岸林ノ取扱ニ関スル試験施行方針

牧野林ノ基礎調査

松脂採取試験施行方針

まつだけノ増殖及ヒ立地気象調査方針

きしめぢ、しよろろ発生ノ現況調査方針

なめこ発生ノ現況調査方針

森林土壤調査方法

気象観測方法」

ここで問題になるのは、収穫試験にとつては特筆大書さるべき「収穫試験施行方法」である。業務課原

案の施行方法について種々討議され、わずかに一部が修正されて、同 9 年 10 月「八山第五二一四号山林局長通牒：営林局署ニ於ケル林業試験ニ関スル件」〔付録 8〕として施行された¹⁴⁾。

この「収穫試験施行方法」は現行の国有林野関係法規に掲載されているし、相当長文のものでもあるので、詳述しないことにするが、はじめて収穫試験地を A 種と B 種に分け、A 種は「所属作業級ニ於ケル現行施業法ニ従ヒテ施業シ」、B 種は「現存林分ニ種々ナル施業ヲ試ミ」成長量および収穫に関する統計資料を蒐集し、あるいは施業効果の比較を行なうものとした。人工林および天然生林のいずれにも収穫試験を行なうこととし、それぞれの場合について詳細に試験方法を規定した。

なお、「八山第五二一四号通牒」の分類項目によつて分類した時の、各営林局別の収穫試験地の数を参考までに示すと下表のようになる。

| 営 林 局 | 天 然 林 試 験 | | 人 工 林 試 験 | | 総 計* |
|-------|-----------|-----|-----------|-----|----------|
| | A 種 | B 種 | A 種 | B 種 | |
| 青 森 | 50 | 30 | | 1 | 181 |
| 秋 田 | 43 | 19 | 6 | 2 | 146 |
| 東 京 | | 5 | 1 | 2 | 84 |
| 大 阪 | 2 | | 9 | 1 | 48 |
| 高 知 | 24 | 4 | 1(135)** | | 88 (135) |
| 熊 本 | 4 | | 41 | 2 | 84 |

* 収穫試験以外の試験地をも含めた合計 ** 造林地成長量調査地

〔I〕 林業試験業務の整備

収穫試験のように長期間継続する試験は、その途中において種々の障害にあい、本来の目的遂行が困難になる場合が多く、一方新設される試験地も多い。このようなわけで、しだいに試験地の数は増加し、ふつごうなものも多くなる。このような観点から山林局は昭和 13 年 10 月「十三山第八二八六号：林業試験現況調査ニ関スル件」をもつて各営林局に照会して、林業試験の現況調査を行なつた〔付録 9〕¹⁵⁾。

引き続き翌 14 年 3 月、山林局において収穫表調製に関する打合せ会と、林業試験業務に関する打合せ会が開かれ、試験地の整備に関する山林局の試案が示された〔付録 10〕¹⁶⁾。

この試案は、まずそれぞれの試験の目的が示され、これによつて試験項目および試験地の整理改廃を断行するように指示された。この打合せ会のための参考資料として、上記の現況調査をまとめた営林局別の試験地一覧表があるので、収穫試験関係のものを中心として引用してみる。昭和 9 年当時の試験地数と比較すると、相当の増減が見られる。

林業試験項目別箇所数一覧表 (昭和 14.1)

| 項 | 目 | 青森 | 秋田 | 東京 | 大阪 | 高知 | 熊本 | 計 |
|----------|-----------|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 1. 天然林試験 | A 種収穫試験 | 47 | 20 | 9 | 15 | 22 | 3 | 116 |
| | B 種収穫試験 | 38 | 43 | | | 1 | | 82 |
| | 天然更新試験 | 20 | 4 | 32 | 12 | 6 | 12 | 86 |
| | 間伐および撫育試験 | 11 | 11 | 1 | 3 | | 2 | 28 |
| | 天然林基礎調査 | 6 | 2 | | | | | 8 |
| | 小 計 | 122 | 80 | 42 | 30 | 29 | 17 | 320 |

林業試験項目別箇所数一覧表（つづき）

| 項 | 目 | 青森 | 秋田 | 東京 | 大阪 | 高知 | 熊本 | 計 |
|--------------------|-----------|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 2. 人工林試験 | A種収穫試験 | | 26 | 14 | 18 | 189 | 132 | 379 |
| | B種収穫試験 | 1 | 5 | | | 3 | | 9 |
| | 人工更新試験 | 9 | 21 | 33 | 10 | 12 | 9 | 94 |
| | 間伐および撫育試験 | 21 | 13 | 19 | 5 | 3 | 5 | 66 |
| | 砂防造林試験 | | 3 | 1 | 3 | | 2 | 9 |
| | 人工林成績調査 | 3 | 20 | | | | | 23 |
| | 小計 | 34 | 88 | 67 | 36 | 207 | 148 | 580 |
| 3. 種子試験 | (省略) | | | | | | | |
| 4. 副産物利用試験 | (//) | | | | | | | |
| 5. 水源涵養および 治水試験 | (//) | | | | | | | |
| 6. 利用試験 | (//) | | | | | | | |
| 7. その他の試験 | (//) | | | | | | | |

6. 昭和 16 年から昭和 20 年まで

この期間は第 2 次大戦中であるため、林業試験のみならず、国有林のすべての事業が多額の支障を受けた。

山林局は昭和 16 年、「一六山第一九二号山林局長通牒：国有林野関係林業試験整備拡充＝関スル件」をもつて総合試験の構想を打ちだし〔J〕〔付録 11〕、翌 17 年には各局の調査課長が集まり、林業試験の整備拡充に関する打合せ会を開き、この打合せの結果が「一七山第二〇四九号山林局長通牒：国有林野関係林業試験整備拡充＝関スル件」となつて発せられた〔K〕〔付録 12〕¹⁷⁾¹⁸⁾¹⁹⁾。営林局の林業試験は大きな変化の緒についたかに見えたが、各営林局がこの計画に着手するにいたらぬうちに、戦争の影響を大きく受け、昭和 18 年には人員不足のため調査課が廃止され、林業試験は計画課の一係で行なわれることになつた。このころから林業試験も極度に制約を受け、19 年ころからはほとんど不実行のままで終戦を迎えた。

〔J〕 林業試験の整備拡充

山林局は昭和 16 年 6 月「一六山第一九二号山林局長通牒：国有林野関係林業試験整備拡充＝関スル件」〔付録 11〕をもつて既設試験地の整理と、分担関係、総合試験および試験機構の充実をはかるという構想を明らかにして、各局に既設試験地の整理と総合試験計画書の提出を求めた¹⁷⁾。

1) 既設試験地の整理

この通牒では、試験地の環境の変化、記録の不備、その他 5 項目の整理条項を示して、これに該当するものは廃止することとし、これに該当するものの中で、特に保存の必要があると認められるものは試験参考地として残してもよいことにした。

2) 総合試験

これまでの試験地は各地に散在して相互に関連性がなく、内容の重複しているものもあるということから、なるべく同一箇所を集めて、試験相互の関連性を確保して、総合的な成果をうるという意図のもとに、各営林局について、代表樹種を次のように選定指示した。なお矮林については各局適宜計画することにした。

| | |
|-------|--------------------------|
| 青森営林局 | ヒバ、アカマツ、ブナ。 |
| 秋田 // | スギ、ブナ。 |
| 東京 // | カラマツ、アカマツ、スギ、ケヤキ。 |
| 大阪 // | アカマツ、ヒノキ。 |
| 高知 // | スギ、ヒノキ、モミ、ツガ。 |
| 熊本 // | スギ、ヒノキ、モミ、ツガ、クロマツ、クス、カン。 |

各局からは、上記の指定樹種の総合試験計画書を昭和 16 年 11 月末日までに提出することになった。

3) 試験機構の整備

林業試験は実質的にも調査課が主掌し、調査課と林業試験場との間に人事交流をはかるとか、研究生制度の活用その他待遇について十分考慮を払うこと、また必要のある時は営林局署員のみならず、大学、専門学校、その他官庁の職員、学識経験者を兼務または嘱託として試験内容の充実をはかること、総合試験地所在の営林署には適任者を配置しておくこと、新たに試験を開始する時、および成果を取りまとめる時は審議会で審議することなどの試験成果を向上、充実させるための考慮が払われた。

4) 試験の分担

営林局署および林業試験場が共同して試験を行なう場合は、その分担する範囲を定め、試験の実行と取りまとめに関する分担と責任の所在を明らかにすることなどが指示されている。

[K] 林業試験の整備拡充に関する打合せ会

前項の「十六山第五一九二号通牒」に基づいて、打合せ会が昭和 17 年 3 月 23 日から 3 日間、各営林局の調査課長および関係職員が山林局に集まつて行なわれた¹⁷⁾¹⁸⁾¹⁹⁾。打合せの主な結果について述べると

1) 既設試験の整理統合

「十六山第五一九二号通牒」の、整理方針の 6 番目に「試験ノ対象トナル森林ガ特殊的ナルモノニシテ一般的応用ノ価値少ナキモノ」の 1 項目を追加した。

廃止する試験地の中で特殊林相のものは学術参考林として保存することができるが、準施業制限地として取り扱うこと。この参考林を試験の意味でふたたび取り扱う時は新規試験として山林局に協議すること。

試験場と営林局署と協同の試験地の整理は、各局の意見をまとめて、個々に試験場と協議して廃止すること、などが決められた。

2) 総合試験

総合試験計画書その他が、山林局および各局から提出された。その目録は次のとおりである。

| | |
|--------|--------------------|
| 「山 林 局 | 品種試験要綱案 |
| // | 苗圃土壌試験要綱案 |
| // | 潤葉樹撫育試験方法書 |
| // | 飼料用笹ノ繁殖試験方法書 |
| 青森営林局 | ひば総合試験計画書 |
| // | あかまつ総合試験計画書 |
| // | ぶな総合試験計画書 |
| // | 矮林総合試験計画書 |
| 秋田営林局 | 伐伐作業ニ依ル杉林施業総合試験計画書 |

| | |
|-------|----------------------|
| 東京営林局 | からまつ総合試験計画書 |
| 〃 | けやき総合試験計画書 |
| 大阪営林局 | あかまつニ関スル総合試験計画並方法書 |
| 〃 | ひのきニ関スル総合試験計画並方法書 |
| 〃 | かうやまきニ関スル総合試験計画並方法書 |
| 〃 | あべまきニ関スル総合試験計画並方法書 |
| 高知営林局 | 新規試験計画書 |
| 熊本営林局 | 林業試験整理統合並将来ノ総合試験計画書」 |

* 傍点の部分は会議において削除された。

以上の試験計画書について、山林局提案のものは担当官が、各局の分はそれぞれの調査課長が説明し、討議された。そして山林局から一般的な事項として、総合試験計画書には成果の判明していると否とにかかわらず、必要と認められる試験事項をすべて掲記し、すでに成果の判明している項目についてはその旨を明記すること。技術関係の実地協議会、講習会を随時開催し、斯界の専門家、在野の人材をも嘱託等の形式で依頼し、技術指導に努めることなどが指示された。

各局が提出した総合試験計画書は、ごくわずかの訂正ですんだものもあり、相当部分について訂正を要するものもあつたようで、昭和 17 年 12 月末日までに最終的な計画書を山林局に提出することになった。

この打合せ会で討議した結果が、同年 12 月、「十七山第二〇四九号山林局長通牒：国有林野関係林業試験整備拡充ニ関スル件」〔付録 12〕としてされた¹⁹⁾²⁰⁾。

なお、総合試験の実行は、早いものは昭和 17 年度から着手され、18 年度にはほとんどのものが着手される計画であつた。しかし前記のような情報で、総合試験地を選定する程度までしか進まないうちに、林業試験は中止のやむなきにいたつた。

この打合せ会以後継続する試験地の数を「十七山第二〇四九号通牒」から引用して、天然林試験、人工林試験のみを次に摘記する。昭和 14 年の整理改廃の資料（整理前）と比較すると、各局ともほとんど全部の項目が減っている。

既設試験整備一覧表（今後継続の分）

| 項 | 目 | 青森 | 秋田 | 東京 | 大阪 | 高知 | 熊本 | 計 |
|-------|-----------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 天然林試験 | A種収穫試験 | 14 | 13 | 13 | 16 | | | 56 |
| | B種収穫試験 | 18 | 15 | | | 17 | | 50 |
| | 天然更新試験 | 2 | 1 | 20 | 6 | | 4 | 33 |
| | 間伐および撫育試験 | 2 | | | | | 1 | 3 |
| | 天然林基礎調査 | 1 | | | | | | 1 |
| | 小計 | 37 | 29 | 33 | 22 | 17 | 5 | 143 |
| 人工林試験 | A種収穫試験 | | 37 | 24 | 18 | 4 | 86 | 169 |
| | B種収穫試験 | 1 | 1 | 1 | | 7 | | 10 |
| | 人工更新試験 | | 2 | 20 | 1 | | 1 | 24 |
| | 間伐および撫育試験 | 10 | 4 | 12 | 2 | | 4 | 32 |
| | 砂防造林試験 | | 1 | | | | 1 | 2 |
| | 人工林成績調査 | | 16 | | | | | 16 |
| | 小計 | 11 | 61 | 57 | 21 | 11 | 92 | 253 |

7. 昭和21年から34年まで

この期間の前半は終戦後の米軍の占領政策の実施と、それに伴う諸制改革の盛んに行なわれた時で、国有林においても、多年の懸案であつた歴史的な林政統一が実現した。すなわち昭和22年4月と5月に、宮内省の御料林、内務省の北海道国有林が農林省所管の国有林に合併された²⁾。山林局の名称も林野局(22年4月)、林野庁(26年4月)と改称された。

法令類も、特別会計の創設(22年1月)、国有林野経営規程の制定(23年5月)と改正(33年2月)、森林法の改正(26年6月)など根本的な諸制度が改正された。

林業試験場の機構も、林政統一と機を同じくして昭和22年4月、札幌、青森、秋田、浅川、大阪、高知、熊本に支場が設置され、帝室林野局、北海道庁および営林局の試験業務を引き継いだ。

この新しい機構の下における林業試験場の運営方針は昭和22年6月、「二二林野第二二〇八号林野局長、林業試験場長連署通牒：林業試験場運営方針について」をもつて示された。すなわち、林業試験場の行なう試験研究の方針、あるいは、本邦を数地域に分けてそれぞれに支場を設置するが、暫定的には上記のように7箇所に支場を置くこと、また、林業試験審議会および企画委員会を設けることなどが決められた。

この期間の初めのころは、試験地といえども戦中戦後の過伐の影響を直接、間接に受けたものが少なくなく、また、終戦前後の林業試験の中断、あるいは戦時中の人員不足などのために資料の散逸したものや、現況の荒廃したものなどが多く、林業試験の受けた障害も少なくなかつた。

昭和21年7月、山林局はこのような情勢にかんがみ、戦後の林業試験を立て直すために「二一山第三四六二号：林業試験状況調査に関する件」をもつて各局に林業試験地の現況調査を行なわせ〔付録13〕、それに引き続き同年11月、打合せ会を開いた〔L〕。以後²¹⁾、営林局駐在員打合せ会(22年2月)、林業試験企画委員会(22年11月)がやつぎばやに開催され、支場長会議も22年5月に最初の会議が行なわれ、以後毎年行なわれている。また、経営関係試験の実行に関する具体的な打合せも毎年各支場の担当官と本場経営部の担当官とで会議が行なわれるようになった^{20) 21)}。

昭和29年から林業試験場経営部では、関係支分場と協力して、収穫試験の資料を整備し、中間報告書の発表に着手した。すなわち、青森、秋田、長野、大阪、高知、熊本の各営林局管内ごとに別冊として、「収穫試験地中間報告書」が昭和32年12月から33年11月にわたって発行された²²⁾。

さらに昭和33年より本場経営部では、収穫試験施行要綱、収穫試験地の管理方法、収穫試験地の整備計画の検討、立案に着手した。

まず原案を作製し、これを関係支分場に送つて意見を求め、また林野庁担当官とも協議して原案を修正し、34年5月に行なわれた経営担当官会議において最終的な討議を行なつた。この結果をさらに前橋、東京、長野営林局の試験担当官、および林野庁の係官と協議の上、林野庁長官、林業試験場長から、全国の営林局および支分場にそれぞれ通達された〔M〕〔付録14, 15, 16〕。

この期間の森林施業法の推移をかえりみると、戦後の混乱期を脱して、戦中戦後の乱伐による林力の低下を回復するための、積極的な手段が講じられ始めたのは昭和24年ころからで、皆伐作業に伴う人工造林がしだいに大きな比重を占め、さらに最近はや育種、林地肥培など造林技術の高度の向上もあつて、皆伐作業による人工造林はいよいよ重要視されつつある。このことは経営合理化事業の主軸となる生産力増強

方針と相まって、ますます強力におし進められる態勢にある。

〔L〕 林業試験関係業務打合せ会²⁰⁾²¹⁾

昭和 21 年 11 月 27 日、28 日の 2 日間、国有林林業試験関係業務打合せ会が東京で開かれ、各営林局の試験担当者が出席した。その打合せ事項は、

- 第 1 林業試験関係業務の実行経過および現状について
- 第 2 林業試験地の存廃について
- 第 3 林業試験関係業務の今後における運営方針
- 第 4 存続業務の具体的取りまとめについて

以上の 4 項目について打合せを行ない、第 1 事項は、営林局試験係で取り扱っているすべての業務について、従来の実行経過、今後の実行予定および完成の見とおしについて各局から報告された。

打合せ事項の第 2 は「二一山第三四六二号：林業試験地状況調査＝関スル件」に対する各局の回答に基づいて各局の説明があり、終戦前後に故障を生じた試験地の廃止が決定された。

打合せ事項の第 3 の運営方針は、山林局の提示した試案について討議され、大体において各局の賛成を得た。各局からも意見として、調査課の復活、あるいは局長直属の調査室の新設など、機構改革の提案が多かつたようである。山林局では、試験場員を各局に 1 名駐在させる。営林局駐在員制度を内定していた。次に山林局の試案を抄録する。

「国有林林業試験関係業務の取扱方試案

業務の目的及内容

(一) 本業務には国有林管理経営業務の合理化及向上をはかる為、営林局署に於て実施する林学林業に関連ある調査試験及之が研究並に従来の試験係に於て担当するを適当とする業務の一切を含むものとする。

(二) 本業務はその目的として応用方面の研究を主体とするが、特殊の調査試験に際しては林業試験場と協同して之を実施し、林業試験場における基礎理論的または実験室的研究成果を応用方面に活用して其の効果の適確を期すること。

現在の業務取扱方

(三) 差当り従来の業務の整備及取りまとめに重点を置き、新規試験の開始は右の見透し確定迄之を差控ること。

(四) 現在業務の整理改廃及之が運営に当つては、十六山第五一九二号、二一山第三四六二号通牒の主旨に基き之を実施し今後の整備拡充をはかること。

(五) 現在の試験関係業務は左の 4 項目に分類大別してこれを整理すること。

- (1) 総合試験
- (2) 一般試験
- (3) 一般調査
- (4) 特殊業務

(1) 十六山第五一九二号林業試験整備拡充方針により指定された各局代表樹種に関する調査試験は、可能な限度において総合試験に吸収し、試験相互の関連性保持に努めること。

すなわち指定樹種に関する在来の天然林試験、人工林試験および種子試験は原則として総合試験に編入

すること。

(2) 一般試験は副産物利用試験，水源涵養および治水試験，および利用試験を主体とし，代表樹種および代表樹種以外の樹種に関する天然林試験，人工林試験および種子試験はその内容を特に厳選して一般試験に存置すること。

(3) 一般調査にはその他試験に属する各種調査の内，総合試験に編入されない残余のものを包括させること。

(4) 特殊業務には，調査および試験には属しないが収穫表調製，材積表調製のごとく，従来の試験係において担当するを適当と認めらるる業務を包括させること。

(5) (省略)

(6) A種収穫試験は生長量調査とし総合試験または一般調査に編入すること。

(六) (省略)

将来の方針

(七) 在来の場局協同試験はその性質目的および従来の実行状況を検討し，場もしくは局の単独所管を適当と認むるもの付ては，諸般の情勢を勘案し可及的速にその所管を場もしくは局に移して担当分野を的確ならしむること。

(八) (省略)

(九) (省略)

打合せ事項第 4 については，アカマツ林土壌調査，ブナ林施業法基礎調査，品種調査，潤葉樹用材林撫育試験，収穫表，立木疎密度比較試験，飼料用ササの繁殖試験，植生調査，場局共同試験の 9 項目について今後の方針を協議した。

この打合せ会において，収穫試験であつても，各局の総合試験指定樹種であれば総合試験の中に入り，それ以外の樹種は一般試験に入れることになり，昭和 16 年当時の総合試験の構想が一応引きつがれているが，指定樹種に関する試験はすべて総合試験地のみで行なうというわけにもゆかず，前記の収穫試験地中間報告を見ても，営林局によつて取扱いが区々で，総合試験の趣旨不徹底の感はまぬかれない。

〔M〕 収穫試験地の管理，施行要綱および整備について

前述のように，昭和 34 年 4 月の経営担当官会議を中心として，たびたび討議された結果，昭和 34 年 6 月 12 日付，「34 林野指第 4126 号：収穫試験地の管理について」，「34 林野指第 4127 号：収穫試験施行要綱について」，「34 林野指第 4128 号：収穫試験地の整備について」という 3 通の林野庁長官通達が全国の営林局および林業試験場にだされた。

1) 収穫試験地の管理について〔付録 14〕

試験地を支障なく管理していくために，試験地所在の営林署に対して，被害の発生した場合，および試験地の周辺で伐採を行なう場合の注意，さらに区画線，歩道などの保全について注意し，また営林局で経営計画を編成する場合の取扱い方法について指示した。

2) 収穫試験施行要綱について〔付録 15〕

今後新たに計画する収穫試験の実施方法を具体的に，詳細に規定したものである。

昭和 9 年に制定された「収穫試験施行方法」を基として作られたものであるが，B種収穫試験は除外したこと，工期を考慮して簡易調査を行なう場合に省略できる項目を明示したこと，成長率の計算式を改め

たこと、記録を保存するためにホールソートカードを採用することにしたこと、などが改正されたおもな点である。

3) 収穫試験地の整備について [付録 16]

従来のA種、B種収穫試験地について、資料の不備、あるいは現況が試験を継続するのに不適当になつたもの、試験目的を果たしたもの、など8項目の整理基準を定め、この基準に該当する試験地を廃止することとし、個々の試験地について関係支分場と本場経営部と協議の上、全国で130カ所の試験地を廃止し、改めて6カ所の試験地を新設（北海道は別途計画）することになつた。

この整備計画の中から、支分場別の総括表を引用しておく。

支分場別整備計画総括表

| 支分場 | 項 目 | 収 穫 試 験 地 数 | | | | 計 |
|-------|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|
| | | 現 在 | 廃 止 | 存 続 | 新 設 | |
| 北 海 道 | | 206 | 54 | 152 | — | 152 |
| 青 森 | | 30 | 14 | 16 | 8 | 24 |
| 秋 田 | | 62 | 29 | 33 | 6 | 39 |
| 木 曾 | | 10 | 3 | 7 | 16 | 23 |
| 京 都 | | 26 | 7 | 19 | 7 | 26 |
| 高 知 | | 12 | 6 | 6 | 12 | 18 |
| 熊 本 | | 48 | 17 | 31 | 18 | 49 |
| 計 | | 394 | 130 | 264 | 67 | 331 |

前橋、東京、長野の3営林局についても、これと同じ趣旨で整備を進めることが、前記の打合せ会で決められた。すでに3局の整備計画書が提出されているので、近く関係方面と検討の上決定されることになっている。

付 録

[1] 造林試験事項および方法

明治三十年三月戊第廿一号山林局長通牒（山林局長より各大林区署長宛）

種子ノ部

- 一. 各地産比較試験
- 二. 母樹比較試験
- 三. 播種季比較試験
- 四. 被土比較試験
- 五. 播種量比較試験
- 六. 肥料比較試験
- 七. 種子浸液試験
- 八. 種子大小比較試験
- 九. 混淆播種試験
- 十. 被蔭試験
- 十一. 種子貯蔵試験

苗木ノ部

- 一. 床替法試験
- 二. 移植季節試験
- 三. 霜害試験
- 四. 霜除試験
- 五. 荷造り及輸送試験

[2] 拡張セル試験事項

明治三十一年七月癸三一九号山林局長通牒（山林局長より各大林区署長宛）

造林試験ニ於テハ左ノ各項ヲ試験又ハ調査スルモノトス

- 一. 種子及苗圃ニ関スル試験 (明治三十年三月戊第二一号山林局長通牒 造林試験方法ニ抛ル)
- 二. 森林植物帯調査 海面上ノ高ニ関シテ森林樹木ノ分布
- 三. 森林ニ対スル有益有害ノ鳥獸昆虫ノ調査及有害ノ鳥獸昆虫ノ除害其ノ他防火ノ方法等
- 四. 森林気象ノ観測
- 五. 林木ト土地トノ関係 此ノ他併セテ左ノ各項ヲ調査スヘシ
 - 一. 木材ノ利用ニ関スル試験及調査 運搬ノ方法, 建築材工芸材ノ方法
 - 二. 主要林ノ生長及形数ノ調査
 - 三. 薪炭材ノ容積ト実積トノ関係
 - 四. 其ノ他地方ニ於テ必要ト認ムル事項 但シ本項調査ノ試験ハ認可ヲ得タル上計画スヘシ

大林区署 管 区

- 青森大林区署 青森, 秋田大林区署管内, 北海道
- 宮城大林区署 宮城, 岩手, 福島大林区署管内
- 東京大林区署 東京大林区署管内
- 石川大林区署 石川, 長野大林区署管内
- 大阪大林区署 大阪大林区署管内
- 広島大林区署 広島, 岡山大林区署管内
- 高知大林区署 高知, 愛媛大林区署管内
- 熊本大林区署 熊本, 鹿児島, 福岡大林区署管内

[3] 林業試験規程

明治三十六年十月林発第一八〇五号達

- 第一条 林業試験ハ国有林経営上直接必要ナル技術ノ事項ヲ調査スルヲ以テ目的トス
- 第二条 前条ノ試験ハ左記各号ニ就キ施行スルモノトス
 - 一. 土地及気象ニ関スル事項
 - 二. 造林及森林保護ニ関スル事項
 - 三. 林木ノ生長ニ関スル事項
 - 四. 林産物ノ利用ニ関スル事項
- 第三条 試験ハ山林局及左記大林区署ニ於テ之レヲ行フ

宮城大林区署 東京大林区署 大阪大林区署 熊本大林区署
- 第四条 山林局長ハ山林局ニ十名以内ノ委員ヲ置キ林業試験上重要ナル事項ニ関シ審議セシムルコトヲ得
- 第五条 山林局長ハ林業試験上必要ト認ムル事項ニ就キ林業ニ関シ学識経験ヲ有スル者ノ意見ヲ徴スルコトアルヘシ
- 第六条 林業試験ヲ施行スヘキ事項及其ノ細目ハ山林局長之レヲ定ム
- 第七条 大林区署長ハ試験事項ノ細目ニ就キ方法書ヲ調製シ山林局長ニ報告スヘシ其方法ヲ変更シタル場合亦同シ
- 第八条 大林区署長ハ試験完結ノ都度其ノ成績ヲ精細ニ山林局長ニ報告スヘシ

但シ試験施行中ノモノハ毎年十二月末日マテニ其ノ経過ヲ報告スヘシ

第九条 本規程ニ依ル試験ノ成績其ノ他林業上参考トナルヘキ資料ハ山林局ニ於テ之ヲ編纂ス

第十条 山林局ハ第二条各号ノ範圍ニ属スル事項ニ関シ一般ノ質疑ニ応答スルコトヲ得

付 則

第十一条 本規程ハ明治三十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二条 従来ノ指定大林区署ニ於テ施行中ノモノハ山林局長ニ於テ必要ト認ムル事項ニ限り其完結ニ至ルマテ繼續施行スルコトヲ得

第十三条 明治三十年三月戊第二十一号及明治三十一年七月発第三一九号山林局長通牒ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

〔4〕 林業試験事項ノ細目

明治三十六年十月山発第五九七号山林局長通牒

（山林局長より宮城，東京，大阪，熊本四大林区署長宛）

農商務省林発第一八〇五号林業試験規程第六条ノ林業試験事項ノ細目ハ今般別紙ノ通相定候間此段及御通牒候也

林業試験規程第六条林業試験事項ノ細目

一． 土壤及氣象ニ関スル事項

イ．林木ト土地トノ関係（基岩，土壤，深淺，湿気，細粗及位置，傾斜方向等） ロ．森林ト氣象トノ関係（湿気，雨量，温度，気圧及風力等） ハ．水源林ト河川トノ関係

二． 造林及保護ニ関スル事項

イ．種子ニ関スル調査及検定 ロ．苗木ニ関スル調査 ハ．更新ノ方法 ニ．手入ノ方法 ホ．砂防植栽用樹種ノ試験 ヘ．外国産樹種ニ関スル調査 ト．有益有害ノ動植物ニ関スル調査 チ．天然ノ災害ニ関スル調査 リ．防火ニ関スル調査

三． 林木ノ生長ニ関スル事項

イ．収穫表ノ調製 ロ．材積ニ関スル調査 ハ．間伐及受光伐ノ調査

四． 林産物ノ性質及応用ニ関スル事項

イ．木材ノ工芸的調査 ロ．副産物ノ製造ニ関スル調査 ハ．製材ノ方法 ニ．林業ノ器具器械ニ関スル調査

五． 混農林業ニ関スル調査

イ．農用樹木ノ造林及其ノ施業方法ニ関スル試験 ロ．放牧ノ林野ニ及ホス影響 ハ．火入ノ毛上及地力ニ及ホス影響調査 ニ．秣及肥料用草類ノ生産ニ関スル試験

〔5〕 国有林野事業規程（抄）

大正三年三月農商務省訓令第五号

第一章 総 則

第一条 国有林野ノ事業ハ別ニ定メアルモノヲ除クノ外本規程ニ依ルヘシ

第二章 予定案編成

第一節 通 則

第四条 林区署ハ毎年度執行スヘキ事業ニ付左ノ予定案ヲ編成スヘシ

- 一、収穫予定案 二、斫伐予定案 三、製材予定案 四、貯材予定案 五、造林予定案 六、土木予
定案 七、林業試験予定案

貯材予定案ハ山林局長ノ指定シタル貯木場ノ設ケアル林区署ニ限り、林業試験予定案ハ農商務大臣ノ指
定ニ依リ林業試験ヲ行フ場合ニ限り之ヲ編成スヘシ

第八節 林業試験予定案

第三十一条 本予定案ハ林業試験ニ関スル事業ヲ予定スルモノトス

第三十二条 本予定案ハ左ノ各項ニ分ツヘシ

- 第一項 立地ニ関スル事項
- 第二項 造林ニ関スル事項
- 第三項 森林保護ニ関スル事項
- 第四項 林産物利用ニ関スル事項
- 第五項 森林施業ニ関スル事項
- 第六項 共通（雇員、支消品、印刷、通信等各事業共通ノ性質ヲ有スルモノ）

第三十三条 本予定案ニハ試験方法、説明書及ビ経費明細書ヲ添付スヘシ

第二章 実行

第三十四条 大林区署長ニ於テ予定案ヲ確定シタルトキ又ハ第十四条第一項ノ場合ニ於テハ小林区署長ヲ
シテ之ヲ実行セシムヘシ但シ大林区署長ニ於テ其ノ全部又ハ一部ニ付自ラ実行スルコトヲ得

土木予定案及林業試験予定案ノ実行並斫伐、製材、貯材事業ニ属スル製品ヲ管外ニ販売又ハ輸送スル
ニ付テハ大林区署長自ラ之ヲ実行スヘシ但シ特ニ小林区署長ヲシテ実行セシムルコトヲ得

第四十二条 斫伐、製材、貯材、造林、土木及林業試験ノ予定案ノ当年度実行残部ヲ翌年度ニ繰越シタル
トキハ小林区署長ハ翌年四月十五日限り大林区署長ニ大林区署長ハ翌年度四月三十日限り農商務大臣ニ
之ヲ報告スヘシ

第四十六条 実行簿ハ左ノ区分ニ依リ之ヲ調製スヘシ

- 一～六、 七、林業試験実行簿 八、

第五十四条 林業試験ヲ完了シタルトキハ其ノ都度其ノ成績ヲ其ノ未タ完了セサルモノニ在リテハ翌年度
四月三十日限り其ノ経過ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ

付 則

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ訓令及達ハ之ヲ廃止ス

- 一、林業試験規程

（以下略）

（注）大正 15 年 4 月農林省訓令第 2 号によつて、この規程は改正された。

〔6〕 国有林野林業試験業務施行ニ関スル件

昭和七年十月十三日七山第一五三七号山林局長通牒（山林局長より各営林局長宛）

今回国有林野事業規程ノ一部改正セラレ試験業務ニ関シテハ営林局ニ於テモ施行シ得ルコトニ相成候処

(七) 其ノ他ノ試験地

「付」林業試験地台帳様式 (略)

[7] 昭和八年度営林局長会議協議事項

林業試験ノ施行ニ関スル件 (業務課案)

一. 林業試験ニ関スル職員ノ配置

- (一) 営林局造林課ニ林業試験係ヲ設クルコト
- (二) 林業試験係ニハ専任者トシテ局技師一名ヲ置キ別ニ技手、嘱託、雇、若干名ヲ配属セシムルコト
- (三) 林業試験係タル局技師ハ当分ノ内現在ノ造林課所属ノ局技師ヲシテ担当セシムルコト
- (四) 林業試験係タル局技手、嘱託等ハ他課員ヲシテ兼務セシムルコトヲ得ルコト
- (五) 林業試験係タル局技師、技手、嘱託等ハ林業試験場員ヲシテ兼務タラシムルヲ得ルコト
- (六) 業務ノ連絡上必要ナルトキハ前各号ノ外林業試験場員ヲシテ山林局員又ハ営林局員ヲ兼務セシムルコト

(七) 特殊ノ試験事項ニ関シテハ臨時他官庁其ノ他ノ専門家ヲ山林局嘱託又ハ営林局嘱託トシテ之ニ当ラシムルコトヲ得ルコト

二. 林業試験ニ関スル設備ノ程度

- (一) 長期ニ亘ル試験又ハ相当設備ヲ要スル試験ハ成ルベク営林局ニ於テ施行スルコト
- (二) 営林署ニ於テ施行スベキ試験ニシテ各署間ノ連絡統制ヲ図ルノ必要アルモノニ属スル設備ハ成ルヘク営林局ニ於テ施行スルコト

(三) 左記ニ属スル試験設備ハ成ルベク営林局ニ於テ施行スルコト

- (イ) 種子発芽試験ニ関スルモノ
- (ロ) 土壤肥料等ノ分析試験ニ関スルモノ
- (ハ) 林産品動植物等ノ顕微鏡の研究ニ関スルモノ
- (ニ) 木材木炭等ノ物理的及化学的試験ヲ主トスルモノ
- (ホ) 木材乾燥貯蔵等ノ試験ニ関スルモノ
- (ヘ) 気象観測ヲ伴フ試験ニ関スルモノ
- (ト) 前各号ノ外特殊ノ精密器械ヲ設備スヘキ試験ニ関スルモノ

三. 林業試験ノ施行方法

- (一) 試験ノ目的ヲ達成スルタメ隨時林業試験場又ハ営林局ニ林業試験ノ講習会又ハ打合会ヲ催スコト
- (二) 特殊ノ技術員ニ在リテハ、一定期間ヲ限り営林局間ヲ順次転勤セシメ指導及連絡ニ当ラシムルコト
- (三) 特殊ノ技術員ニ在リテハ之ヲ隨時林業試験場其他大学研修所、講習会等ニ派遣シテ一定期間研究調査ニ当ラシムルコト
- (四) 林業試験場員其他嘱託セル専門家等ニ在リテハ隨時試験地ヲ視察シテ連絡及指導ニ当ラシムルコト
- (五) 試験事項毎ニ詳細ナル施行方法書ヲ作製シ其ノ活用ニ遺憾ナキヲ期スルコト

四. 林業試験ノ種類配分及新規計画

- (一) 林業試験ノ種類ハ従来林業試験場ニ於ケル分類及昭和七年十月十三日付山第一五三七号山林局長通牒ノ方針ニ依リ整理スルコト
- (二) 従来営林局署ニ於テ施行セル林業試験ノ局署間ニ於ケル配分及林業試験場トノ連絡ハ成ルヘク別表ヲ参照シテ決定スルコト
- (三) 営林局ノ施行スヘキ林業試験ノ新規計画ハ差向キ次記各号ノ内ヨリ着手スルコトトシ、林業試験場トノ連絡ハ各試験事項ノ説明書ニ準シテ之ヲ行フコト
 - (イ) 天然林及人工林ノ収穫試験
 - (ロ) 海岸林ノ更新並取扱方法試験
 - (ハ) 松脂採取試験
 - (ニ) 水源涵養試験
 - (ホ) なめこ、しめじ、しょうろ発生ノ現況調査
 - (ヘ) 森林土壌調査
 - (ト) 牧野林ノ基礎調査
 - (チ) 林野火災及森林ノ気象の災害ノ調査
 - (リ) 人工林ノ生長調査
 - (ヌ) 松茸ノ増殖及立地気象調査

〔8〕 営林局署ニ於ケル林業試験ニ関スル件

昭和九年十月十二日八山第五二一四号山林局長通牒（山林局長より各営林局長宛）

営林局署ニ於ケル林業試験ノ施行方針ニ付テハ今春ノ実験係員打合会ニ於テ篤ト協議ノ通りニ有之候処其ノ際打合ノ事項ニ付テハ左記ニ依リ処理相成度此段及通牒候也

追テ打合会ノ結果ニ基ク局署間ニ於ケル林業試験ノ配分関係ハ別冊（Ⅰ）ノ通りトナル見込ニ付一応考査相成度申添候

記

- 一. 林業試験ハ別紙分類項目ニ依リ適當ニ整備シ当局宛ニ提出スルコト
- 二. 収穫試験ハ別冊（Ⅱ）収穫試験施行方法書ニ依リ施行スルコト
- 三. 森林土壌調査方法書中営林局署ニ於テ施行スヘキ事項ハ次ノ如クスルコト
 - (一) 土壌縦断面ノ調査
 - （土壌色相原図ハ Ridgway :-“Colour standards and nomenclature” Washington, D, C. 1912. ノ記載ニ依ルコト）
 - (二) 土壌試料ノ採取
 - （理学的調査上土壌試料採取用円筒ハ断面積一〇〇平方糎高サ四糎トスルコト）
 - (三) 土壌ノ理学的調査
 - (四) 土壌ノ化学的調査中（1）乃至（6），（14）乃至（16），（18）乃至（19）ノ各項
 - (五) 土壌ノ微生物化学的調査中必要ニ応シ（1）乃至（5）ノ各項
- 四. 局署事業トシテ気象観測ヲ常時施行シツツアルモノニ付（実行予定ヲ含ム）其ノ場所、観測ノ目的、観測事項、観測回数及時刻、観測開始年月等ヲ当局ニ報告スルコト

(別紙)

営林局署ニ於ケル林業試験分類項目

| 項 | 目 | 種 類 | 試験地名 | 位 置 | | |
|--------------|------------|---|---|------|-----|-----|
| | | | | 営林局署 | 事業区 | 林小班 |
| 一. 天然林試験 | A種収穫試験 | { 出来ル丈ケ試験ノ内容ヲ簡單ニ表ス名称ニテ從来ノ作業種試験ニシテB種収穫試験方法書ニ依ラサルモノヲモ含ム } | { 目ニ地名若クハ必要ニシ地名番号ヲ冠ス } { 霧積山B種収穫試験地 } { 長倉山第一号天然更新試験地 } | | | |
| | B種収穫試験 | | | | | |
| | 天然更新試験 | | | | | |
| | 間伐及撫育試験 | | | | | |
| | 天然林基礎調査 | | | | | |
| 二. 人工林試験 | A種収穫試験 | { 從来ノ作業種試験ニシテB種収穫試験方法書ニ依ラサルモノヲモ含ム } | | | | |
| | B種収穫試験 | | | | | |
| | 人工更新試験 | | | | | |
| | 間伐及撫育試験 | | | | | |
| | 砂防造林試験 | | | | | |
| 三. 種子試験 | 人工林成績調査 | | | | | |
| | 採種林試験 | | | | | |
| | 母樹品種及産地試験 | | | | | |
| 四. 副産物利用試験 | 貯蔵及発芽試験 | | | | | |
| | 副産物増殖試験 | | | | | |
| 五. 水源涵養及治水試験 | 副産物採取及利用試験 | | | | | |
| | 水源涵養試験 | | | | | |
| 六. 利用試験 | 土砂防止試験 | | | | | |
| | 工芸の利用試験 | | | | | |
| | 化学の利用試験 | | | | | |
| 七. 其他ノ試験 | 運搬及設備試験 | | | | | |
| | 土壤調査 | | | | | |
| | 気象調査 | | | | | |
| | 牧野試験 | | | | | |
| | 病虫害調査 | | | | | |
| | 林業用器具器械調査 | | | | | |
| | 其 他 | | | | | |

備考 二種目以上ノ試験ヲ含ム場合ハ主タル試験名ニ統一整理スルコト

別冊 (I) 営林局署ニ於ケル林業試験分類表 (省略)

別冊 (II) 収穫試験施行方法 (省略)

[9] 林業試験現況調査ニ関スル件

昭和十三年十月廿一日一三山第八二八六号 (山林局長より各営林局長宛照会)

貴局実施ニ係ル林業試験関係承知致度ニ付備付林業試験台帳ニ基キ別紙様式ニヨリ明年一月末日限り調書提出相成度此段及照会候也

尚参考トシテ左記添付相成度

記

一. 試験ニ従事スル営林局員ノ氏名 (技師, 技手, 囑託, 雇, 別)

二. 従来発表セラレタル貴局管内ノ試験研究ニ対スル論文印刷物ニ付論文名, 発表者名, 発表年月日, 掲載書名等

三. 各営林局署ノ試験報告若ハ試験経過報告ハ凡テ本局ニ於テ取纏メ一括シテ刊行スルノ可否ニ関スル意見

(別紙様式ハ省略)

[10] 林業試験業務ノ整備ニ関スル山林局試案

(昭和十四年三月, 山林局における林業試験業務に関する打合せ会に提出)

営林局署ニ於ケル林業試験業務ノ整備ニ付テハ左記各項ノ趣旨ニ依リ試験ノ目標ヲ明ニシ, 且試験ノ経過ニ鑑ミ試験項目及試験地ノ整理改廃ヲ断行スルコト

記

一. A種収穫試験

(イ) 天然林ニ対スル分ハ主トシテ生長量ノ照査用ニ供シ施業案検訂ノ際ニ於ケル生長量ノ査定資料タラシムルコト

(ロ) 人工林ニ対スル分ハ生長量ノ照査並林分構成ノ調査用ニ供シ間伐実行上必要ナル資料並収穫表調製資料タラシムルコト

(ハ) 前各号ノ趣旨ニ依リA種収穫試験地ハ他ノ施業地ト同一地種トシテ之ヲ區別セス現在ノ施業実行方法ト一致セシムルコト

二. B種収穫試験

(イ) 各地方ニ於ケル代表的森林ニ付其ノ適切ナル各種作業法ニ関スル比較研究ヲ行フ総合的試験ニシテ植生, 土壌, 気象等ノ基本の要素ニ付精密調査ヲ行フコト

(ロ) 施業案検訂業務ノ円滑ヲ図ル為各代表的森林ニ付「施業法基礎調査」ヲ行フ管ナレハ之ト充分ナル連絡ヲ図リ本試験ノ成果ヲ実行ニ取入レルヤウ努ムルコト

三. 間伐及撫育試験

(イ) 間伐及其他林分撫育ノ各種仕様方式等ニ関スル試験研究ヲ主トスルモノニシテ収穫関係ハ右試験ノ資料タラシムルコト

(ロ) 本試験ハ其ノ成績ヲ実行ニ取入ルヘキ森林ノ領域ヲ予想シ施行スルコト

四. 天然更新試験

本試験ハ各種ノ林分ニ付其ノ条件ニ適応スル天然更新ノ誘導法並其ノ経路ヲ試験研究スルコト

五. 人工更新試験

人工播種, 適地, 手入其他保育等ニ関スル最善ノ方法ニ付試験研究スルコト

六. 人工林成績調査

造林地ノ成績調査ニ付テハ昭和一一年山第四一五号通牒ニ依リ之ヲ行フコトトシ成ル可ク之カ為ニ特殊ノ試験地ヲ設ケサルコト

七. 土壌調査及気象調査

(イ) 土壌調査ハ成ル可クB種収穫試験, 適地調査(若ハ「施業法基礎調査」)等ニ関連セシメ其ノ成果ヲ實際ニ活用スルヤウ配慮スルコト

(ロ) 気象調査ハ主トシテ B 種収穫試験, 適地調査 (若ハ「施業法基礎調査」) 等ニ関連セシメ局所氣候ノ調査ヲ主トシ其ノ成果ヲ實際ニ活用スルヤウ配慮スルコト

八. すぎ, ひのき適地調査

(イ) すぎ, ひのき適地調査ハ成ル可ク急速完成スルヤウ年度計画ヲ樹テ調査ノ進行ヲ図ルコト

(ロ) 本調査ニ伴フ土壤調査中化学的性質ニ関スル業務ニ付テハ便宜山林局 (芝本囑託) ニ於テ分担スルモ差支ナキコト

九. 試験係員ノ連絡

(イ) 各部所属ノ試験係員ハ常ニ連絡シ試験事項ノ重複ヲ避クルコト

森林ノ施業法ニ関係スル試験ハ造林部ト計画部トノ間ニ於テ重複ヲ招ク虞ナシトセサルヲ以テ之カ連絡協調ヲ図ルヘキ具体的方途ヲ講スルコト

(ロ) 同一試験ノ目的ヲ完成スル為ニ必要アル場合ニハ各部所属ノ試験係員夫々其ノ専門トスル部門ヲ分担シ共同シテ完成ヲ図ルニ努ムルコト

十. 場局共同試験ノ分野

(イ) 場局共同試験ニ付テハ林業試験場ヲ主体トスルモノ (場局) ト営林局ヲ主体トスルモノ (局場) トヲ明確ニ区分スルコト

(ロ) 林業試験場ヲ主体トスル場局共同試験ノ経費及傭人費ノ経費ヲ支弁スルコトトシ試験員ハ林業試験場主査ノ相談ニ応ズル程度トスルコト

(ハ) 営林局ヲ主体トスル局場共同試験ニ付テハ林業試験場職員ノ指導ヲ受クル程度トスルコト

〔11〕 国有林野関係林業試験整備拡充ニ関スル件

昭和十六年六月廿三日一六山第一九二号山林局長通牒 (山林局長より各営林局長宛)

国有林野関係林業試験整備拡充方針ニ付テハ曩ニ計画部長打合会ニ於テ協議ノ通りニ有之候処打合事項別紙ノ通り処理相成度尚右方針ニ基キ左記調書昭和十六年十一月末日限り提出相成度此段及通牒候也

追而試験ノ整理, 取經並ニ総合試験ノ立案ニ要スル経費別途配賦候条申添候

記

一. 別紙整備拡充方針ノ一, 既設試験ノ整理方針ノ適用ニ依リ残存セラルヘキ試験ノ項, 目, 種類別位置, 面積, 目的, 試験ノ方法及成績 (経過概要並ニ調査観測資料) 等

二. 別紙整備拡充方針ノ二, 将来ニ於ケル試験拡充方針ニ依リ営林局ニ於テ新ニ実施セントスル総合試験ノ計画書 (試験ノ目的, 箇所, 方法, 経費担任関係等) 但シ計画書ハ既設試験ノ整理改廃ノ関係ヲ充分考慮ノ上, 二ノ (三) ニ掲記ノ各樹種ニ対シ調製スルヲ必要トスルモ昭和十七年度ハ先ツ左記樹種ヨリ試験着手ノ見込ニ付当該樹種ニ対シテハ詳細ナル計画書ヲ調製シ其ノ他ノ樹種ニ対シテハ要綱程度ニテモ差支ナキコト

(注) 各営林局毎ニ昭和 17 年度から着手すべき樹種を指定しているが省略

別紙

国有林野関係林業試験整備拡充方針

一. 既設試験ノ整理方針

既往ニ於ケル国有林野関係林業試験ノ実施経過並ニ将来ニ於ケル林業試験ノ総合的拡充等ヲ考慮シ左記

該当ノ既設試験ハ之ヲ整理統合スルコト

- (一) 既往ニ於ケル記録不備又ハ経過不明瞭ナル為正確ナル成果ヲ期待シ難キモノ
- (二) 試験内容ノ重複セルモノ
- (三) 環境ノ変化其ノ他ニ依リ試験地ノ現状カ試験設定目的ニ副ヒ難キ状態ニ立至レルモノ
- (四) 試験担当者ノ退職又ハ転職ノ為試験ノ継続ヲ中止スルノ余儀ナキガ如キ内容ヲ有スルモノ
- (五) 既往ノ試験成果ニ依リ此際取廻可能ナルモノ

二. 将来ニ於ケル試験拡充方針

従来ニ於ケル各種試験殊ニ造林並ニ施業関係ノ試験ハ多クハ個々ニ独立シテ相互ニ関連性ナク為ニ林業試験ノ総合的成果ヲ期待シ難キノミナラス其ノ他種々遺憾ノ点多キヲ以テ今後ハ左記方針ニ依リ林業試験ノ拡充統合ヲ図ラントス

- (一) 林業試験ハ止ムヲ得サルモノノ外ハ可成同一箇所（一事業区又ハ一営林署）ニ聚合セシメ試験相互ノ統一性並ニ関連性ヲ確保シ併セテ経費ノ節減ヲ図ルコト例ハひば林ニ関スル造林並ニ施業試験ハ青森営林局管内大畑及増川実験林ニ集中スルカ如シ
- (二) 一ノ整理方針ニ依リ残存スヘキ試験モ可成前号ノ総合試験ノ一部分トシテ之ヲ整理シ場合ニ依リテハ試験内容ノ一部ヲ変更スルモ余儀ナキコト
- (三) 今後ニ於ケル試験ハ（一）ノ主旨ヲ厳守シ重点主義ニヨリ各営林局管内ニ於ケル代表樹種ヲ左ノ通り選定シ之ニ関スル総合試験ヲ実施スルコト

(1) 喬 林

| | |
|-------|-------------------------|
| 青森営林局 | ヒバ、アカマツ、ブナ |
| 秋田営林局 | スギ、ブナ |
| 東京営林局 | カラマツ、アカマツ、スギ、ケヤキ |
| 大阪営林局 | アカマツ、ヒノキ |
| 高知営林局 | スギ、ヒノキ、モミ、ツガ |
| 熊本営林局 | スギ、ヒノキ、モミ、ツガ、クロマツ、クス、カン |

(2) 矮 林

各営林局ニ於テ適當ノ樹種ヲ選定スルコト

- (四) 利用関係試験ニ於テモ各営林局ハ相互ニ連絡協調シテ試験内容ノ重複ヲ避クルト共ニ試験内容ノ総合性ヲ確保スルコト

- (五) 一ノ整理方針ニ依リ廃止決定ノ試験地ニシテ特ニ保存ノ要アリト認メタルトキハ之ヲ試験参考地トシテ保存スルモ差支ナキコト但シ準施業制限地トシテ地種ノ区分ヲ行ハサルコト

三. 林業試験機構ノ整備

- (一) 林業ニ関スル試験事項ハ単ニ形式ニ止マラズ実質ニモ調査課ニ於テ之ヲ主掌スルコト
- (二) 林業試験担当者ニハ適格者ヲ厳選シ可及的長期ニ亘リ試験ニ従事セシムルヤウ特殊研究生制度ノ活用其他待遇ニ付充分ナル考慮ヲ払フコト
- (三) 調査課ト林業試験場トノ間ニハ適当ニ人事ノ交流ヲ図リ又ハ可及的相互ニ兼務職員ヲ設置スルコト
- (四) 林業試験ノ立案並ニ調査ニ関シ必要アル場合ニハ調査課以外ノ営林局署員ノミナラス広ク大学専

門学校其他官庁ノ職員並ニ学識経験アル者ヲモ兼務又ハ嘱託トシ徹底的ニ試験内容ノ充実ヲ図ルコト

(五) 本案ノ所謂総合試験ノ設置セラルヘキ営林署ニハ試験ニ適格ナル署長及試験主任ヲ配置シ可及的長期ニ亘リ試験ニ従事セシメ得ルヤウ考慮スルコト

(六) 新ニ試験ヲ開始セントスル場合並ニ試験成果ヲ取纏メントスル場合ニハ施業案編成審議会ニ準シ営林局長ノ選定シタ審議員ヲシテ試験ノ方針並ニ内容等ニ関シ審議セシムルコト

(七) 随時林業試験ニ関スル講習会、打合会等ヲ開催シ試験目的ノ達成ニ努ムルコト

四. 林業試験ノ分担関係

(一) 営林局署カ林業試験場ト協同試験ヲ実施スル場合ニハ原則トシテ実験室ノ試験事項ハ林業試験場之ヲ担当シ現地試験事項ハ営林局署之ヲ担当スルコト

(二) 林業試験ニシテ営林局署及林業試験場ノ協同ニ係ルモノハ当該試験終了ニ至ルマテノ試験実行並ニ之カ取纏メニ関スル分担関係ヲ明確ナラシメ夫々其ノ責任ノ所在ヲ明ニスルコト

(三) 営林局署ヲ主体トスル林業試験ハ営林局ニ於テ之ヲ取纏メ林業試験場ヲ主体トスル試験ハ林業試験場ニ於テ之ヲ取纏メ其ノ成績発表ハ山林局ニ於テ統制実施スルコト

五. 其ノ他

(一) 新規試験ハ凡テ山林局ノ認可ヲ必要トスルコト

(二) 林業試験予定案ハ凡テ經常部造林費支弁ノ林業試験予定案ニ一括シテ進達処理スルコト

(三) 試験地台帳ハ関係営林局署ニ之ヲ備付クルノ外山林局並ニ林業試験場ニ其写シヲ送付スルコト

(四) 国有林関係林業試験(林業試験場担任ノ分ヲモ含ム)ノ成績ハ毎年度六月末日迄ニ山林局ニ報告スルコト

[12] 国有林野関係林業試験整備拡充ニ関スル件

昭和十七年十二月二十八日一七山第二〇四九号山林局長通牒 (山林局長より各営林局長宛)

国有林野関係林業試験整備拡充ノ実施方針ニ付テハ自三月二十三日迄三月二十五日調査課長打合会ニ於テ協議ノ通り有之候処其際打合ノ事項ニ付テハ左記ニ依リ処理相成度此段及通牒候也

追テ営林局ニ於ケル林業試験業務ハ営林署ニ対シテモ充分其ノ意志ヲ徹底セシムル為関係通牒試験ノ成果其他必要ト認ムル事項ハ速ニ之ヲ営林署ヘ伝達シ試験業務ノ昂上ヲ図ラレ度

記

第一. 既設試験ノ整理統合

一. 既設試験ノ整理関係ハ別冊「既設林業試験整備一覧表」ノ通り継続実施スルコト

二. 今回廃止決定ノ試験ハ凡テ其ノ成果ヲ取纏メ各局ニ於テ之ヲ発表スルコト

三. 廃止決定ノ試験地ニシテ原生林又ハ之ニ準スヘキ林相ヲ呈シ特ニ学術上ノ考証トシテ必要ナルモノハ之ヲ学術参考林トシテ保存シ得ルコト

四. 新ニ編入シタル試験参考地又ハ学術参考林ニ対シテハ再ヒ廃止前ト同一試験ヲ実施セントスル場合ト雖モ之ヲ新規試験ト認メ山林局ノ認可ヲ必要トスルコト

五. 試験地ノ整理改廃ニ基キ廃止決定セラレタルモノ並ニ名称ノ改新セラレタルモノニ付テハ速ニ営林署ヲシテ之カ現地標示ヲ改廃セシムルコト

第二. 代表樹種ノ総合試験

- 一． 総合試験計画書ニハ直ニ着手スルモノト否トニ拘ラス必要項目ハ悉ク之ヲ掲記スルコト
- 二． 成果ノ総括的取纏上当該樹種ニ関スル文献ヲ調査シ之ヲ整理スルコト
- 三． 新ニ実施セントスル項目ニ付テハ其都度試験方法書ヲ調製シ着手ノ前年度十二月末日迄ニ山林局ニ提出スルコト

四． 貴局提出ニ係ル総合試験計画書ハ左ノ通り処理スルコト

（注） 各局別に総合試験地およびその他の試験について山林局の指示があるが省略。

第三． 其他新規計画試験

一． 品種試験

別冊「品種試験要綱」ニ拠リ実施スルコト

二． 潤葉樹用材林撫育試験

別冊「潤葉樹用材林撫育試験方法書」ニ拠リ実施スルコト

三． 飼料用笹ノ繁殖試験

別冊「飼料用笹ノ繁殖試験方法書」ニ拠リ実施スルコト

四． 立木疎密度比較試験

別冊「立木疎密度比較試験方法書案」ニ準拠シ試験スルコト但シ本案ニ対シテハ充分検討ノ上一月末日迄ニ意見提出スルコト

五． 苗圃土壤試験

別冊「苗圃土壤試験方法書案」ニ準拠シ昭和十八年度ヨリ試験ニ着手ノ見込ニ付方法書充分検討ノ上一月末日迄ニ意見提出ノコト

（注） 別冊「既設林業試験整備一覧表」は要約して本文中に引用したので省略する。

新規計画試験の各種方法書の別冊は省略する。

〔13〕 林業試験地状況調査に関する件

昭和二十一年七月二一山第三四六二号（山林局長より各営林局長宛照会）

一． 全試験地に付戦時中直接、間接に蒙りたる影響を調査し其の結果廃止するもの、存続するもの二者に分ちたる試験地一覧表を作製し昭和二十一年十二月末日迄に山林局へ提出すること

二． 左の各号に該当する試験地は之を廃止すること

- （1） 戦時中伐採せられたるもの
- （2） 関係記録焼失又は散逸し取纏め不可能となりたるもの
- （3） 維持設備不十分なりし為試験地として存続不可能となりたるもの
- （4） 担当者を欠き試験の維持不可能となりたるもの
- （5） 其の他の理由に依り今日存続の必要なきに至りたるもの

三． 開墾適地又は利便箇所にして試験地として設定済なるも未だ着手に至らざるもの及一応の取纏め可能にして他へ移転するも試験内容に支障を来さざるものは此の際開墾若は収穫予定箇所に譲り他箇所へ移転すること

四． 厳選の結果存続すべしと決定したるものニ付ては利便箇所と雖も絶対ニ之を維持し増伐の対象とならざる如く措置を講ずると共に関係営林署長に対しても試験地保全の万全を期せしむること

林 業 試 験 地 一 覧 表

| 項 目 | 種 類 | 試験地名 | 所 在 | | 担 任 | 設 定 日 年 月 日 | 備 考 |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|----------------|-----|
| | | | 署 名 | 林小班 | | | |
| | | | | | | | |

- 注：一．記載は廃止の分，継続の分，新設予定の分と分ちて之を記載すること
 二．備考欄には従来の実施状況，最近の実行年度を記載し廃止の分に付ては其の理由を詳記すること（可成詳細に記載のこと）
 三．移転を要するものは廃止の分に記載し移転先試験地は新設予定の分に記載し備考欄に此の旨記載すること

（注） この公文書の原文は発見出来なかつた。しかし，ここに掲載したものは，各営林局計画課の戦中戦後の処理について各営林局に山林局から問合せがあり，その一部とし別途に林業試験地の状況を報告したものの写しである。したがつて冒頭の文章が欠けている。

[14] 収穫試験地の管理について

昭和 34 年 6 月 12 日 34 林野指第 4126 号林野庁長官通達（林野庁長官より各営林局長宛）

このことについては，特に下記の事項に留意のうえ，管理の万全を期せられたい。

記

1. 試験地は，小班区画を行つて，第一種林地に編入し，面積は，試験地設定当初の測定値を用い，小班名もなるべく変えないようにすること。
2. 経営計画書に試験計画の概要を記載すること。
3. 試験地内および試験地への歩道の保全と修理ならびに試験地区画線の刈払いについては，特に留意すること。
4. 試験地に被害の発生した場合には，当該試験を担当する林業試験場，支・分場へすみやかに連絡すること。
5. 試験地周辺の林分で伐採が行われる場合には，当該試験を担当する林業試験場，支・分場へ事前に連絡すること。
6. 外囲林のない試験地の周囲の林分が皆伐される場合には，30 m～50 m 程度の巾の外囲林を残すように努めること。
7. 試験地内の伐倒木はすみやかに試験地外へ搬出すること。
8. 営林署長，営林署経営課長，担当区主任の異動に際しては，管内試験地について引継を行うこと。

（林野庁長官より林業試験場長へ通達）

このことについて，別紙写のとおり各営林局長あて通知したから参考までに連絡する。

（林業試験場長より支・分場長へ通知）

昭和 34 年 7 月 1 日，34 試経第 14 号

このことについて別紙写のとおり林野庁長官より連絡があつたから通知する。

[15] 収穫試験施行要綱について

昭和 34 年 6 月 12 日 34 林野指第 4127 号林野庁長官通達（林野庁長官より各営林局長宛）

今後新たに計画する収穫試験の実施については別冊「収穫試験施行要綱」によることとしたから通知する。

なお、現在実施中の収穫試験の実施については昭和 9 年 10 月 12 日付 8 山第 5214 号山林局長通牒「営林局署に於ケル林業試験＝関スル件」によることに変わらないから併せて通知する。

（林業試験場長より支・分場長へ通知）

昭和 34 年 7 月 1 日，34 試経第 14 号

今後新たに計画する収穫試験の実施については、別冊「収穫試験施行要綱」によるむね林野庁長官より通達があつたから通知する。

[16] 収穫試験地の整備について

昭和 34 年 6 月 12 日 34 林野指第 4128 号林野庁長官通達（林野庁長官より各営林局長宛）

従来の A 種、B 種収穫試験のうち、下記の基準に該当するものについて林業試験場および関係営林局において昨年度来検討していたが、今般別冊「収穫試験地整備計画」により整備することとしたから同計画により整備されたい。

なお、上記計画に示すとおり、今後新たに試験地を設定する計画であるから併せて通知する。ただし北海道の営林局については、新設計画は未だ定めていないから、林業試験場北海道支場と協議し、予めその案を検討しておかれたい。

記

1. 試験目的を果したものの。
2. 被害により試験継続の意義を失つたもの
3. 管理不十分で試験継続が困難なもの。
4. 外囲林をもたず、かつ周囲の林分が伐採され、孤立団地となつたもの。
5. 過去の資料が不備で試験継続の意義が失われたもの。
6. 現在行われておらず、かつ将来も行われる見込みのないと思われる施業法を採用しているもの。
7. 類似の試験地が近接している場合。
8. その他の事由で試験継続の意義を失つたもの。

（林野庁長官より林業試験場長へ通達）

このことについては、かねて打合せのとおり別冊「収穫試験地整備計画」により実施することとしたから通知する。

（林業試験場長より支・分場長へ通知）

このことについては別冊「収穫試験地整備計画」により実施することとなり、各営林局長へも別紙写のとおり林野庁長官より通達されたから了知されたい。

文 献

- 1) 寺尾辰之助(編)・白沢保美(筆)：明治林業逸史，同続編，昭.6.5

- 2) 林野庁：国有林十年の歩み，昭.32.10
- 3) 松波秀実：明治林業史要，大.8.11
- 4) 大阪営林局：国有林の展望，昭.27.3
- 5) 青森営林局：六十五年の歩み，昭.26.6
- 6) 農商務省山林局：現行林野法令，明.39.3
- 7) 青森大林区署保管：林業試験特殊書類，大正 8 年度
- 8) 青森大林区署保管：林業試験特殊書類，大正 9 年度
- 9) 熊本営林局：管内経営要録，昭.4.12
- 10) 山林局：国有林野関係法規，昭和 5 年版
- 11) 林業試験場：林業試験彙報，No. 7～No. 49
- 12) 青森営林局保管：林業試験特殊書類，昭和 9 年度
- 13) 山林局：国有林野関係法規，昭和 11 年版
- 14) 青森営林局保管：林業試験特殊書類，昭和 10, 11, 12 年度
- 15) 青森営林局保管：林業試験特殊書類，昭和 13 年度
- 16) 関西支場保管：林業試験に関する書類，昭和 14 年度
- 17) 青森営林局保管：林業試験特殊書類，昭和 17 年度
- 18) 秋田営林局保管：国有林野関係林業試験に関する打合せ会復命書，昭和 17 年度
- 19) 関西支場保管：国有林野関係林業試験業務に関する打合せ会資料，昭和 18 年度
- 20) 秋田営林局保管：林業試験関係業務打合せ会復命書，昭和 21 年度
- 21) 関西支場保管：林業試験業務打合せ会，昭和 22 年度
- 22) 林業試験場：収獲試験地調査中間報告書，第 1 号～第 6 号，昭和 32～33 年
- 23) 帝室林野局：帝室林野局五十年史，昭.14.10